

新自由主義の誘惑にどう抗するか

——台湾におけるベーシックインカム諸動向の初歩的検討

本田 親史

はじめに

- 1 台湾各領域における BI 認知度の現状
- 2 背景——戦後台湾の福祉政策の変容および破綻の可能性
- 3 BI 未浸透の現状に関する仮説
おわりに——最近の政策に見る一抹の不安

はじめに

本論考ではまず、現代台湾における各領域のベーシックインカム（以下 BI）に対する認知度の差異の開きについて明らかにする。そしてこれを考えるための補助線として、戦後台湾における国家－社会関係の変容について触れ、それを踏まえた上で戦後台湾における福祉政策の発展過程を簡単に振り返る。こうした作業を踏まえた上で、現代台湾における BI に対する認知度の差異が領域ごとに異なる理由を分析する。BI を台湾全土規模で普及させることの困難さを突破しうる事例は最近出てきているが、近年の社会保障予算の緊縮傾向とも相まって、新自由主義的に援用される可能性も示唆される。

1 台湾各領域における BI 認知度の現状

台湾では 2017 年 6 月に若年層により提起された BI 導入の提案が「意義はあるものの社会的コンセンサスがまだ得られていない」として行政院青年諮詢委員会により否決された（中華民國行政院青年諮詢委員會 2017.3.9）。また台湾政府のオンライン政策提言サイトにも 2020 年 4 月までに市民から BI 導入の意見が提起されたが、こちらは「賛成意見が集まらない」との理由で自主的に取り下げられている（公共政策網路參與平臺 2020.4.27）。

このことが物語るように BI 導入に対する一部の熱意は確かに台湾社会全体および政策当局者には浸透していないといえる。このことをここでは学術、当局、運動団体、一般社会の 4 象限で見て

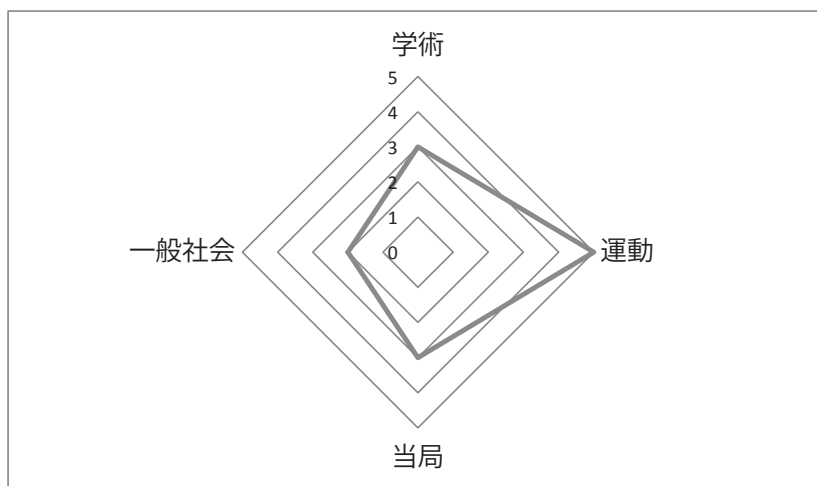


図1 台湾各分野におけるBIへの認知関心度（筆者作成）

いく。学術次元ではBI⁽¹⁾への注目は台湾の場合、諸外国や日本を含む東アジアよりは早く、思潮的な次元では比較的先端を行っていると思われる反面、今ひとつ及び腰に見えるのは、後述するように一般社会次元での関心度が盛り上がりや欠くためと思われる。一方、当局側はBI導入をこれまで検討はしてきたが、現実的なシミュレーションの中で当面の全面的な施行は見送る趨勢が続いている。こうした学術、当局の姿勢を大きく規定しているのが、一般社会次元のBIへの反応である。必ずしも全部を否定するものではないが、認知度は薄く、所得階層による違いはあるものの、高額税負担を前提とすることについては拒否反応が強い。

特にこの一般社会の反応と好対照をなしているのが、若年層を中心に立ち上げられたBI推進の運動団体であり、その主張には刮目すべきところも多い。本節ではこの学術、当局、運動団体と推進団体の姿勢の対照性を浮き彫りにしたい。

(1) 学術

まず学術次元でのBIに対する着目度を検証する。概括的に言えば、BIの意義に着目する研究者は一定の層で存在するが、あまりBIに特化した論考は出されてこなかった。こうした潮流にいくばくかの変化が見られるようになったのは2010年代後半以降のことである。これは台湾におけるBI研究に発展の余地が大いにあることを物語る一方で、後述するように、台湾の福祉政策の現状と、一般社会次元でのBIに対する反応に影響されたものと思われる。

台湾域内のデータベースで中国語でBIを意味する「基本収入」「基本所得」のキーワードで検索した場合、世界的にはまだほとんどBIへの注目がされていなかった1999年時点で、BI研究の始祖ともいべき van Parijs の著作に焦点を当てた修論が発表されており（蕭郁雯1999）、台湾学

(1) ちなみに台湾では英語としてはUBI (Unconditional Basic Income)、中国語では「無条件基本収入」「全民基本収入」と訳される場合が多い。

術界のBIへの着目度はかなり早かったとは言える。これは院生の指導教員たる社会科学の研究者の大半が欧米の大学院出身であったことから、欧米の先端的思潮へのキャッチアップは早いという構造によるものである。しかしその後2010年代中盤に至るまで、書評もしくは海外思潮の紹介という形で何本か論考が書かれた以外には、専門的な論考はあまりなされず、大きな思潮を作り上げることはなかった。

ただ2017年、学術論壇誌『思想』がBIに関する特集を組んだことは、台湾の学術界がBIに対する知的関心を細々とでは維持してきたことの表れであり、これにより潮流が変わり始めた可能性がある。van Parijsの翻訳論考を筆頭に、台湾初の蕭郁雯の修論を指導した謝世民がロールズの正義論を援用して「分配的正義」としてBIを定義した『ベーシックインカムと正義』（謝世民2017）など5本の論文で構成されるこの特集は、この雑誌の位置づけのせいもあり、台湾学術界に相応のインパクトを与えたことは想像に難くない。また翌2018年にはvan Parijsの“Basic Income”の中国語訳が「東アジア初の現地語訳」として出版されている（van Parijs 2017 = 2018）

こうした潮流を受けてか、大学院生による学位請求論文はこれ以降増えており、台湾国家図書館が運営する修博論データベースによると、少なくとも9本のBI関連の修博論が確認できる。そのスタンスは、後述する台湾のBI運動の中心人物、Prochazkaによる運動展開論から（Prochazka 2018）、吳寶華のように台湾の一般社会がBIを理解する契機を欠いていることを指摘するもの（吳寶華 2018）まで様々であるが、いずれも、後述するように冷戦体制下で内在的矛盾をはらみつつも拡充されてきた福祉国家体系が冷戦崩壊以降行き詰まり、少なくとも学理的にはこれを補う以上の役割を果たしうるものとしてBIを捉えている点では共通する。

専門研究者が、BIに焦点を当てた論考は依然少ない。しかしBIの実施に学術関係者の大半が賛同姿勢を見せていることがうかがえるデータもある。国立政治大学経済学研究所（大学院）所属の大学院生、何思賢は修士論文の中で、主に経済を専門とする大学教員に対するアンケート結果として、59%の大学教員が今後30年以内というタイムスパンであればBI導入を支持する結果を示したことを明らかにしている（何思賢 2018）。

このように、従来まで比較的低調だった台湾におけるBI研究は今後発展していく可能性を秘めてはいるが、一方でBIの今後の潮流に対し、冷徹に趨勢を見極めている感もある。奇しくも2016年6月には、BIの本場であるはずの欧州スイスでも国民投票でBIの政策導入が否決され、このことは台湾での今後の導入にも否定的な影響を及ぼしたことは否めない（林宗弘 2017：127）。2017年の『思想』BI特集号は、上述の、van Parijs論考の翻訳や謝世民論文のようにBIを積極的に捉える論考とともに、倪世傑「ベーシックインカム 希望なのか幻影なのか」（倪世傑 2017）や、後述するように中央研究院社会学研究所による調査を援用した林宗弘論文（林宗弘 2017）も同時掲載し、BIの今後の普及の可能性に半信半疑的な姿勢を示している。その背景には、台湾当局および一般社会のBIへの慎重な態度が現れていると思うので、以下で詳述していきたい。

(2) 当局

次にBIを政策的選択肢として（国家）当局の対応を検討する。台湾当局は2010年代中盤にBIの施行を政策的に検討し、現在も政策的選択肢からは公的には排除していない。しかし結局は膨大

な税負担の発生を予想し、上述の行政院青年諮詢委員會や公共政策網路參與平臺の対応が示すように結果的に公的には導入を見送っている。ただし後述する2023年2月の現金給付策「普發6000」の事例からも分かるように、“効果”がある場合にはBIを公言せずともBI的な施策を有効活用しようとする意思はうかがえる。

そのプロセスは、国家發展委員會⁽²⁾が2014年3月に公表した委託研究報告書、「我國社會福利體系中之基本所得保障研究」に如実に描かれている（國家發展委員會2014.3）。國家發展委はこの中で当局・学識者・一般人の意見も入れつつ各国および台湾の現状を踏まえてBI導入を検討したが、注目すべきは当初からBI導入を完全否定しているわけではなかったことであり、そのことは後述するように、一部BI的施策を取り入れた2023年2月の「普發6000」の事例に表れているといえよう。この2014年3月公表の報告書の時点では、むしろILOやOECDがBIに肯定的なことを踏まえ真摯に導入の可能性を探ったものではあると判断できるものであり、特にBIを政策的に導入した場合の効用として、長年台湾で構造的な問題になってきたジェンダー・エスニシティ間の格差構造は正への一助になりうるなどの利点を挙げている（同：245）。

ただ以下のように、政策的・財政的観点から現時点でのBI政策化は困難であると結論づけた。政策的には、現行の台湾の福祉体系との整合性が困難であると指摘している。後述するように、冷戦構造が依然残る中での他国と異なる特殊な環境のゆえに、台湾では年金・社会保険をはじめとする社会福祉体系の対象が一部に偏り、その受益を享受できる立場から漏れる人々が大量に出た結果整備が大幅に遅れた。ひとまずの国民皆保険・皆年金が不完全ながらいちおうの完成を見せたのは、後述するように従来の年金・保険がカバーしきれない人々を対象にした「國民年金」⁽³⁾制度が発効・実施され始めた2008年、と今世紀に入ってからのことである。BIはこの「國民年金」のカバーする基本保障年金に性格付けが似ており、金額的には同年金が想定する月額7,000～1万台湾ドル程度が想定されるものの、これとどう差別化を図りつつ整合性を図っていくかが極めて困難としている（同：302）。

さらに上記の点と関連するが、何よりも重要な理由として、BI導入には現在以上に税金投入が必要になり、結果として税額負担が増加せざるを得ないという点である。具体的には同委員会は報告書の中で、社会福祉関連予算がすでに国家予算の22%を占めている中で、BIを導入した場合には2～5兆台湾ドルの予算が必要との試算を明らかにしている（同：138, 247）。もともと政府への信頼度が低く自立志向が強い台湾社会においてこれは大きな反発を招く可能性が高い。この点とも関連するが、台湾経済は特殊な国際環境の故もあり、地下経済が発達しており、恒常的に税収を確保しにくい構造があることも報告書は強調している（同：302）⁽⁴⁾。さらに前世紀末以降から特に単純労働力や配偶者として、東南アジアあるいは中国大陆からの移民が急増しており、移民からどう税を徴収していくか、そしてBI政策導入した場合にこうした人々をどこまで政策の受益者として想定するかの問題も残っている（同：282）。

また後述する一般社会のBIへの見方とも関連するが、報告書は、先進国とカテゴライズされる

(2) 台湾では「委員会」は日本で言う中央省庁の「省」と同じ権限を持つ。

(3) 同音の日本の国民年金と区別するために台湾のものには「國」の表記を用いる。

(4) 実際に納税している公民は人口の半分とも報告書は指摘している（國家發展委員會2014.3：302）。

米国や北欧の社会福祉政策の比較対象として概観する中で、市場が福祉を決定づける米国のみならず、社会民主主義的かつ国家誘導による社会福祉政策の最も進んだ北欧でさえ、個人が労働を行わないことについて「個人の怠惰」と位置づける傾向があることを指摘している（同：131）。台湾の一般労働者に対する調査はサンプル不足として言及を避けているが、この「個人の怠惰」と位置づける傾向は台湾においてはさらに強いであろうことは想像に難くない。そのほか報告書は、BI導入を現時点では行わない理由として、「選挙ごとの与野党による福祉政策の乱発がむしろ社会福祉の市場競争化を誘発しかねない」ことを挙げており、この点も興味深い（同：241）。

一方、地方レベルで言えば、台湾の直轄市の一つ、台中市は2018年にBIEN（Basic Income Earth Network）からの支援を受けて市内の3,000人を対象に月1万台湾ドルを支給するBIの社会実験を検討していた。が、やはり財源不足と負担額、高税率予想、およびBIENとの連携不足から断念している（中央通信社2018.1.15）。

（3）一般社会

BIの台湾への普及が拡大・深化する可能性が現時点では低いとの判断は、今回取り上げる台湾の4領域の中で、この一般社会次元へのBIの認知度が最も低いことが要因と思われる。台湾では階層や所得分布にもよるが、一般認知度は低く認知者も関心の低い状態が続いている。

これが如実に現れているのが、台湾の国家シンクタンクである中央研究院社会学研究所副所長の林宗弘が、スイスでBI導入の是非について行われた国民投票の一年後に行った台湾市民へのアンケート調査を基に、2017年に『思想』の特集号で公表した「台湾社会意向調査」である（林宗弘2017）。

同研究所は、2017年5-6月にかけて、1,289人を対象にベーシックインカムに関する電話での聞き取り調査を行った。平均年齢49.6歳、半数強の52.4%が女性で、回答者全体の62.8%が既婚者となっている。調査のための質問文は「ちょうど現在、欧州では全国民を対象にしたベーシックインカム、つまり国家の税収から生存に必要な最低限の額を拠出する政策導入へ向けての動きがありますが、あなたはこれに賛成ですか。——1 極めて賛成 2 まあ賛成 3 あまり賛成できない 4 極めて反対——の4つの選択肢からお答えください」という内容だった。

この結果、選択肢1, 2を選んだ回答者は全体の40.2%を占めることとなったが（林宗弘2017：135）⁽⁵⁾、逆にいえば回答者の約6割がBI導入に否定的な姿勢を示したことになる。その内訳を見ると、BIの受益者たるべき若年層、中産階級、高学歴者、女性が大半を占め、職業別では企業幹部や経営者などが大半を占めた。これはBIが導入されれば税率の引き上げは不可避とする予測や判断が働いていると林は見ている（同：135）。

また今回の同研究所での調査ではBI以外に2つの交差する質問を掲げており、そのうちの一つ「台湾は基本給が低すぎると言われているが、最低賃金額を引き上げるべきか」という設問だった。これには、全体の80%が肯定的な回答を行っており（同：136）、BIへの反対者には「基本給引き

(5) これは前年の2016年にスイスで行われたBI実施に関する国民投票での支持率を超えたとしている（林宗弘2017：135）。

上げには賛成だが、BI 導入には反対」という層が一定程度含まれることになる。

さらに、回答者の「リベラル度」を測るために加えられた設問「あなたは LGBTQ を容認するか」との設問に肯定的な回答をした人々は、BI に対し否定的な回答を行った 6 割の層つまり若年層、中産階級、高学歴者、女性および企業幹部や経営者とはほぼ重なる。つまり台湾の中で比較的経済力がありリベラルな層が BI の全面实施には否定的と判断できる。一方で、BI の全面的な導入に賛同する人々の主流は、主婦や、日雇い、ギグワーカーなど周縁化された労働力であると林は結論づけている（同：139）。

所得階層別に行われた調査だが、階層を問わず全般的には「導入されれば否定はしないが…」との姿勢は垣間見える。ただ所得階層により大きな反応差が見られるのも確かで、当然の結果ながら、低所得層は BI の導入に歓迎姿勢を示す一方で、中高所得層は BI の直接導入よりも基本給引き上げなど他の方法論に賛同する傾向が見られた。ただしいずれも予想される高税額負担には否定的という点で共通する。

また一方、在職大学院生の呉寶華は、2017 年 10 月に BI の一般認知度を調査するため、無作為に抽出した 968 人に対しグーグルフォームを用いてのアンケート調査を行った。その結果、57% もの回答者が BI について「全く聞いたことがない」との回答を示し、BI について明確に概念を掴んでいたのは全回答者の 10% に過ぎなかった。さらにアンケートフォームの最後で BI についての概念定義を行った上でその賛否を訊いたところ、賛同 46%、反対 44% とこちらでは拮抗した結果となり、10% は態度保留とした（呉寶華 2018）。

2020 年には一時米大統領選に副大統領候補として出馬するとの観測が浮上した台湾系米国人アンドリュー・ヤン氏が BI の導入を提唱したことで、一時的には BI は注目されたが、すぐに忘却されてしまった（黄一展 2020.12.23）。

このように所得の多寡を問わず、台湾社会一般次元で BI に対する否定的な態度は後述するように、国家不信や、「石を投げれば社長にあたる」とも言われる独立志向、鶏口牛後傾向とも関係しているように思われる。

（4）運動団体 台湾無条件基本収入協會（UBI Taiwan=BIEN 加盟団体）

このような一般社会次元での認知度の低さや無関心と好対照をなしているのが、現在の台湾では、BI 推進に関わるほぼ唯一の運動団体である台湾無条件基本収入協會（UBI Taiwan）である。フルブライト奨学金により国立政治大学博士課程に留学中の米国人、Prochazka により 2016 年に設立され、メンバーは若年層主体に 20～30 人を抱える若い団体である。

現在の中心人物は Prochazka だが、その前身はツァイトガイスト（Zeitgeist, 時代精神）運動台湾支部の一部メンバーである。ツァイトガイスト運動とは 2008 年に世界的なレベルで設立され、環境的視点から持続可能性の維持を目標に、現行の通貨・貨幣システムをラディカルに否定する一方で、テクノロジーを活用した社会システムの維持を訴える運動であり、最近ではその運動形態の脱中心化を図っており（The Zeitgeist Movement 2008, 2011）、現在の社会的諸問題を IT 技術で

乗り越える方向性で Technopopulist と呼ばれる IT 起業家たちの注目も集めているとされる⁽⁶⁾。

Prochazka 自身の修士論文によると、このツァイトガイスト台湾支部一部メンバーに、スイスでの BI に関する国民投票をリードした Enno Schmit を加えたメンバーで 2016 年に UBI Taiwan の旗揚げがなされた (Prochazka 2018 : 46)。このツァイトガイスト台湾支部は UBI Taiwan との関係が密接であり頻繁に相互交流を行っていることが公式フェイスブックページからも確認できる (台湾時代精神運動 公式 FB2012 ~)。

さてこの UBI Taiwan だが、設立以来旺盛な活動を展開してはおり、設立翌年の 2017 年 3 月には Prochazka が大学院生として所属する国立政治大学で、最初のアジア太平洋地域国際学会を開催した。さらに 2020 年に初の街頭デモを行ったのをはじめ (台湾無条件基本収入協会 2021)、定期的に活動を展開している。ただ、台湾の社会運動の伝統や、ツァイトガイスト以外の社会運動団体とは切れている印象もあり、さらに最近の BI への社会的反応を受けてか、台湾では現時点ではこの団体の熱意だけが空回りしている印象も受ける。

1) 主張の理由付け

この UBI Taiwan の主張が最も如実に現れているのが、2019 年 1 月にウェブ上で公開された「無条件基本収入公共政策提案 (簡易版)」であるので、これに基づいて議論を進める。彼らが BI 導入を主張する根拠として挙げているのが、何と云っても台湾内部でも進行する、グローバル化に伴う格差の問題である。UBI Taiwan が財政部の資料として紹介したところでは、台湾の所得格差は 1998 年の 32.74 倍から 2013 年の 99.39 倍にまで拡大した (台湾無条件基本収入協会 2019.1 : 2)。このほか 2013 年時点でトップ 5% の高所得者が台湾全体の富の 28% を、トップ 1% が同じく 13% を占める一方で、月収 2 万 2 千 ~ 3 万 3 千ニュー台湾ドル (現在のレートでは 1 台湾ドル ≒ 4.4 円だが当時は 3 円台だったため日本円で 10 万円前後) 以下の人々が全人口 2300 万人の約 20 分の 1 にあたる 130 万人にも及ぶとのデータも紹介されている。そして決定的なのが 15 ~ 24 歳の若年失業率が 12.1% を占めているとのデータであり、この点が若年者が多数を占める UBI Taiwan の重視するところであろうと思われる (台湾無条件基本収入協会 2019.1 : 2)。ただしジェンダー・エスニシティ等別に進む格差の詳細には触れていない。

さらに UBI Taiwan が強調するのが、AI の浸透に伴う余剰人員発生への対策としての BI 導入の必要性である。この点は日本国内では現時点ではあまり強調されない論点であるが、今やアジア太平洋地域の半導体産業、IT の拠点ともなっている台湾では避けて通れない論点である (Prochazka 2018 : 11-12)。

2) UBI Taiwan の主張

こうした理由付けを踏まえた上で同提案は、3,000 台湾ドル (現行台湾の最低生活保障費) の PBI (Partial Basic Income) から始めて 18 歳未満は月 6,304 台湾ドル (約 25,000 円程度)、18 歳以上は倍の 12,608 台湾ドルの給付を最終目標としている。ただし現行の台湾の福祉政策の抜本的

(6) 岡野内正先生のご教示による。

な改革を主張しているわけではなく、社会福祉諸制度（後述）との整合性を調整することで、現行福祉制度を補強し、所得再分配を進めることを目的として挙げている（台湾無条件基本収入協會 2019.1：3）。

彼らはその実施のための財源として、2016年の租税収入のうち高所得者上位33%分に当たるのは概ね7100億台湾ドルで、台湾のGDP全体の約4%にあたるこの額をBI導入のための原資にすると想定した。その上でBI完全導入のための以下のような段階的な方法論を取ることを主張している（同：3）。

その方法論とは、まずPBIと呼ばれる方法論の導入である。十年間をかけてまずは一人あたり月3,000台湾ドルの目標を達成するために、初年度は300ドルからの給付を目指し十年目に3,000台湾ドルが達成されるよう徐々に増額していく（同：4）。そのために活用されるべきなのは「全民安心口座」である。これはドイツのクラウス・オッフエが主張する“sabbatical account”にヒントを得たもので、出生時点で設けることとし、18歳までは使用禁止ながら18歳になったら完全使用を解禁する。さらに一人の人間が年をとるごとに年々振り込まれる額は増えていくよう設定する（同：5）。

このようなやり方で、最終的に月額18歳未満6,304台湾ドル、18歳以上12,608台湾ドルのBI支給が達成できるようになったとしても、そのために必要な租税を基にした財源は7800億台湾ドルにとどまるとしている。そしてこの十年以上の期間内に上述の国家發展委員会が2014年に問題視した、「国民年金」などとの整合性を図り重複を減らしていくことを謳っている（同：6）。

この計画どおりにBIが政策導入された場合、格差は正には目覚ましい効果が挙げられると、「無条件基本収入公共政策提案（簡易版）」は指摘する。例えば2016年時点で年間可処分所得50万台湾ドル以下だった世帯は台湾全人口の18%を超えていたが、BI導入によりこれは11%程度にまで下がると報告書は試算している。さらにAI導入による余剰人員発生への懸念もこれで和らげることができるとし、最終的には着手から38年間でBIの完全政策化を図るとの意向を示している（同：7-10）。



写真1 UBI Taiwan の facebook ページより

ただしそのための条件として、報告書は税収拡大の必要性を訴えている。具体的には現行 2016 年時点で 19%にとどまっている税収が国家予算全体に占める比率の引き上げが必要としている。また同時点で個人所得の 13%にとどまっている個人租税負担率は OECD 加盟国 26%の 5 割にすぎず、18%程度までの引き上げが必至とも主張している（同：11）。おそらくこの点が台湾社会で強い反発、受け入れ難い理由（後述）になっていると思われる。UBI Taiwan はこの自らの構想を公民投票（≒国民投票）にかける意向だが、現実的にはかなり難しいのではないかと想定できる（写真 1）。

2 背景——戦後台湾の福祉政策の変容および破綻の可能性

以上見てきたように、台湾の各領域における BI への認知度・志向性には領域によって大きな開きがあることが確認できた。特に運動推進団体と一般社会の反応との開きは刮目すべきものがある。なぜこのような開きが生まれたかについて、本節では戦後台湾の歴史的な国家－社会関係の変容と、これに伴う福祉政策の変容から考えていくことにする。本節での結論を先取りするならば、戒厳令解除以降の台湾において、民主化、脱中国化（脱植民地化）とともに進んだのが国民国家化（国民国家としての主体化）であり、これに伴い、まだまだ発展途上ではあり、福祉政策は、グローバル化に伴う世界的な福祉国家態勢縮小・切り捨て傾向に逆行する形で強化されてはいった。しかし冷戦下で構築された歪な構造を残しつつも、少子高齢化に伴い、社会保障・福祉関連財源は破綻の危機を迎えている。

(1) 戦後台湾の変容

戦後、日本植民地当局が撤退し、「中華民国」に復帰した後の台湾の現在までの歴史を考える上で、戒厳令が解除された 1987 年という時点は、日本にとっての 1945 年に相当する、極めて重要なメルクマールである。蒋介石政権の移転後、長きにわたり反共基地として位置づけられてきたこの島においては、この 1987 年を挟んで、台湾社会もしくは国家－社会関係が大きく変化していくためである（丸川 2000：56）。

この年以降は、脱中国化≒現地化（中国語では「本土化」）、民主化、多文化主義化が本格的に同時進行するようになった。すなわち本省人を主体とする野党民進党が成立し、その後総統の民選移行により政権を担当するようになったのである。これに伴い、かつての外省人支配体制では不可視だったエスニシティが可視化され、先住民族（高地原住民）や新住民（東南アジア・中国大陸出身者）が婚姻などにより増加することになる（図 2）。

これに伴い、かつて国民党の外で行われ、禁止されていた「党外運動」が 70 年代末以降の環境運動を嚆矢として社会運動・学生運動へと発展し、ジェンダー・エスニシティ・メディア・労働各分野へと拡大されていく。同時にかつて外省人の支配体制の中に組み込まれていた公共圏・市民社会は縮小された国家装置と社会をつなぐものとして拡大されていく（図 2）。

以上総合すると、中国大陸の「中華人民共和国」のカウンターパート「中華民国」から、自律性に基づく共同体「台湾」を目指す方向への移行を目指す方向にあるといえる。ただし公的には「中

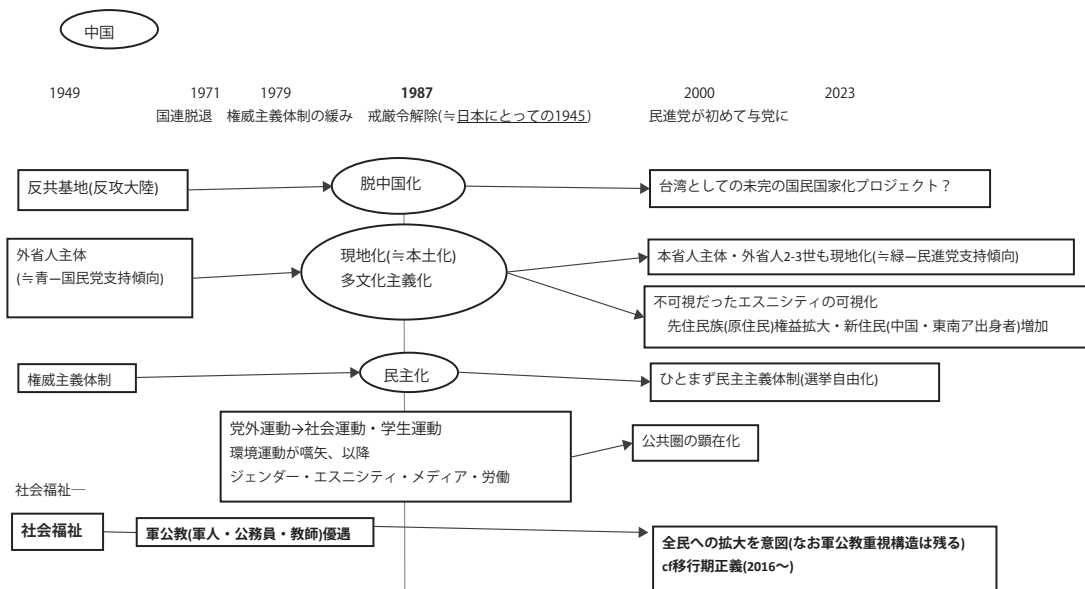


図2 1987年以前以降の台湾における国家－社会関係の変容（筆者作成）

「華民国」体制は続いており、いわばこの国家名を残したまま実質的に台湾大の国民国家化が「未完のプロジェクト」として進行していると判断できる（若林 2023）。

（2）福祉政策の変容と財政破綻の可能性

前項で述べてきたような国家－社会関係の変容といういわば独自の構造変化に触発される形で、台湾の福祉政策もまた独特の変容を遂げてきた。その過程はかつて中国全土を統治していた「華民国」の権威主義的遺制を引き継いだものから、上述の国家－社会関係の変容、民主化、多元化への対応を迫られつつあるものといえる。このため例えばいわゆる戦前からの伝統を持つ日本の諸制度とはその構造的、強靱さ、成熟度の上では大きく遅れを取っていることは否めない。

具体的には、当初定義されてきた反攻大陸基地としての位置づけから台湾では早くから、軍人・公務員・教員には比較的手厚い福祉体系が整えられてきた反面、その範疇に入らない人々への福祉政策は伝統的に軽視され、強い不満を呼んできた。しかし1987年以降、この軍公教（軍人・公務員・教員）優遇構造の是正が図られ、福祉政策の全民への対象拡大が図られてはきた。ただこの軍公教優遇構造はなお強固であり、この対象拡大の障害になっている。

とはいえ、これはグローバル化に伴う福祉国家態勢縮小・切り捨て傾向という世界的な傾向には逆行するものではあり（上村 2016）、逆に台湾大という規模の中で国民国家化を志向するプロセスと同時並行で進んできたとはいえる。もっとも一応のシステム完成はほぼ21世紀になるまで持ち越されている上に、国民党対民进党（≒外省人対本省人）という政治的二元構造のもと、軍公教優遇構造は完全には是正されず、今後の政治構造変動により逆戻りの可能性もはらむ、極めて構造的には弱いものではあるといえる。林成蔚はこのような台湾の特殊な状態を「残滓型福祉国家」と呼

んだ(林成蔚 2011)。そのプロセスはその時々の政治構造に規定された極めて複雑なものであるが、ここでは上村などを手がかりに概括的に見ていくこととしよう。

1) 「国民皆保険」「国民皆年金」の形式的な実現も 21 世紀になってから

基本的には台湾の保険・年金体系は職域別になっている。まずは保険の分野だが、国民党台湾移転後の翌年 1950 年に早々と軍人向けの「軍人(健康)保険」(1)が導入された。また一般労働者向けには「労働者保険(労工保険)」(2)も 1950 年と早い段階で導入されたが、これも当初は公務員向けにのみ導入され、その後権威主義体制下でも民間企業にも対象を広げ、この保険が台湾では最も広範に普及している⁽⁷⁾。これとは別に公務員向けには「公務員保険」(3)が 1958 年と早い段階で整備されている。学校教職員保険もほぼこの時期までに整備されているのだが、当初は公立学校教員に限定され、私立学校教員まで包括されるには 1980 年の私校教職員保険(4)まで待たなければならなかった。このほか 1970 年代末には農民保険(5)も整備されたが、それでもなお 1980 年代末まで国民の 40%が無保険だった(上村 2002, 2016; 根岸 2016)。

このように 1987 年の戒厳令解除までは、保険の分野の受益者はあからさまに軍公教関係者に偏っていたが、それは民主化以降まで続いており、1994 年時点でも政府福祉支出の 75%が軍公教関係だった。一方、その後民主化以降の過程で、選挙戦において当時の与党国民党が急進する野党民進党に勝利を取るために公約を乱発した結果 10 種類以上の保険が乱立し、台湾の保険体系は混乱を極めていたといえる。この状態を医療保険分野で一気には正したのが 1995 年の全民健康保険制度施行であった。これも当時の国民党政権が当時野党の民進党政権の選挙での躍進を経て譲歩した結果とされる。以降台湾では健康保険に関しては定住外国人を含むほぼ 100%がこれに加入するようになっている(高橋 2000: 190)。

次に年金について見ていくと、上記の職域別保険はすべて退職金を含み、老齢になってからの給付をカバーしている。しかし 1990 年代初頭時点でこれらの職域別保険から外れる約 400 万人が無年金状態となっており、職域別保険加入者との格差は当時から問題視されていた(林成蔚 2011)。つまり通常の年金制度における二階建ての二階の部分のあるなしで格差が生じていたことになる。

この点に着目した当時の野党民進党により 1993 年に「国民年金法」の審議が始まり、民進党が初の与党に転じた 2000 年以降政策実現への取り組みが本格化した。しかし野党に転じた国民党との対立という台湾独自の政治的二項対立という点もあるが、それ以上に莫大な財政負担への懸念により審議が遅れ 21 世紀に持ち越された結果、2007 年ようやく可決された⁽⁸⁾。この間低所得者、中高所得者、農民向けの高齢者手当で暫定的措置を取り、2008 年ようやく「国民年金」制度の施行が始まったが、同名の日本のものと違い、上記保険(1)～(5)がカバーできない約 400 万人の

(7) 根岸によれば労働者保険への加入者数は 1048 万人。台湾の全人口の半数が加入していることになる(根岸 2016: 16)。

(8) 立法院(国会)での審議に時間がかかりすぎるようになっていることは事実上二大政党制になってからすべてにいえるが、特にこの当時の国民年金導入時に時間とコスト、金額がかかった記憶が BI 導入への懸念をさらに深めている可能性がある」と筆者は考える。

み対象となっている⁽⁹⁾（林成蔚 2011）。

上記の過程を経て「国民皆保険」「国民皆年金」が形式的に実現はするが⁽¹⁰⁾、ほぼ 21 世紀になってようやく実現した形になっており、早くからこれを実現してきた日本などとのタイムラグは否定し難い。

2) 結局、依然是正されない軍公教優遇

これまで述べてきたように、戦後台湾の福祉政策をかなり概括的に振り返ってきた結果、反攻大陸基地として国民党政権により一時的な退避場所としか位置づけられてこなかった 1987 年以前から、同年以降、脱中国化・民主化・多元化と同時に進行が進む国民国家化・主体化の過程で、福祉体系の対象の全民への拡大が志向はされてきたことが分かった。そのプロセスは、グローバル化に伴う福祉国家態勢縮小・切り捨て傾向という世界的な傾向には逆行するものであるとは判断できる。

しかしそのひとまずの実現を 21 世紀まで待たざるを得なかった大きな要因は、予想される莫大な財政投入もさることながら、民進党－国民党による政治二元構造のもとでの綱引きによるものであった。その速度の遅さはまだ許容できるとしても、問題はこれだけ時間がかかっても、台湾の福祉政策の基調である軍公教優遇構造は完全には是正されていないということである。2016 年時点の年金の平均給付月額で見ると、元公務員で 56,383 台湾ドル、元公立学校教員で 68,052 台湾ドル、元軍人 49,379 台湾ドル元民間労働者 16,179 台湾ドル、元農民 7,256 台湾ドル、国民年金受給者 3,791 台湾ドルなどとなっている。上述したように、台湾で主流になっている職域別保険体系は退職金拠出を含んでおり、それが二階建て部分の二階を構成しているが、国民年金受給者にはそれがなないための格差となっており、職域別で見ても依然として軍公教関係者に手厚いことが分かる（中華民国行政院 2018.7.10；上村 2016）。

このため 2016 年に再び政権に返り咲いた民進党の蔡英文政権は、年金改革を公約に掲げ、年金改革委員会を設立、軍公教、軍人・公務員・教員の退職金引き下げなどに着手する姿勢を示した。これに対し是正される側の軍公教関係者のカウンターデモも頻発しており、国民党議員の議会での反対も根強い（上村 2016；根岸 2016）。

3) 少子高齢化でさらに弱体化する社会保障体系

これまでの記述で、冷戦構造の中でもともと歪な構造だった台湾の社会保障体系が、ポスト冷戦期において台湾が国民国家化していく中で歪な構造は是正されつつもなお残存していることが確認できた。それは例えば日本などと比べると脆弱さを大きくはらんでいるといえるが、この脆弱性を残しつつ、近年は日本などと歩調を同じくしつつ日本以上に 20 世紀末以降の少子高齢化がさらに弱体化に拍車をかけている傾向が顕著である。ここでは王・黄・陳・鄭（2019）の議論を基にこれ

(9) 25 歳以上 65 歳未満、公務員保険、軍人保険、労働者（労工）保険、農民保険に現在参加していない、かつ公務員保険、軍人保険、労工保険の老齢給付を受けたことのない者、具体的には主婦、学生、外国籍・中国籍配偶者、屋台従事者などが任意に加盟することとなっている（林成蔚 2011：159）。

(10) それでもなお各保険・年金の加入には、収入制限チェック（means test）が厳格に過ぎると Prochazka は指摘しており、このことも BI 導入の主張の根拠としている（Prochazka 2018：36）。

に触れていきたい。

王・黄・陳・鄭（2019）によると、2010年代後半以降、この少子高齢化に伴う社会保障分野での財政赤字が急速に進展しつつあり、それは上述の軍公教分野のみならず最も加入者の多い労働者保険⁽¹¹⁾の領域で最も顕在化しつつある。2016年時点で全退職者を対象にした台湾政府予算の潜在的な赤字額は18兆台湾ドルでこのうちの軍公教関係者向けは8兆1千億ドル以上だが、労働者保険関連の潜在赤字額はこれを上回り、9兆ドルとなっている（王・黄・陳・鄭2019：140）。

これは各労働者一人ひとりの保険拠出額（掛け金）を、実際の拠出額が大きく上回っているため、世界的にも稀な速度で進む少子高齢化に伴い、労働者人口が大きく減少し、退職者人口がこれを上回っていることが背景にある。国家發展委員会が2015年に提起した予測によると、台湾はすでに1993年時点で65歳以上の人口が7%を占める高齢化社会に入っており、18年には14%を占める高齢社会に、そして25年には21%を占める超高齢社会⁽¹²⁾に突入するとしている（國家發展委員會2023）。これによれば欧米社会では五十年以上かかった高齢社会から超高齢社会への転換を台湾はわずか七年で達成することになる（王・黄・陳・鄭2019：141）。

これに伴い急速に減少し、また今後も減少が見込まれるのが労働者人口である。台湾の労働者人口が人口全体に占める比率は2015年の73.9%から20年には70%強、60年には51.8%まで落ち込むと王・黄・陳・鄭は予測している。必然的に労働者保険への加入者は減少する見込みで、加入者は2014年の958万人から64年には462万人まで減ることが見込まれる。これら加入者の保険金支払額増加により、労働者保険総額は物価の上昇や支払額一口あたりの増額により2015年時点から60年まで年間3000～4000億台湾ドル程度を維持するが、退職金支払いに伴う支出総額は2015年の2367億台湾ドルから64年には1兆28億台湾ドルまで増加する公算で、これが労働者保険関連の政府予算潜在財政赤字の背景になっており、企業に所属しない独立自営業者などを対象とする國民年金に関しても同様の趨勢となっている（王・黄・陳・鄭2019：142）。

こうした趨勢に鑑み、もともと構造的に脆弱性を抱える台湾の社会保障システムの終焉もが予測され始めている。2016年に発足した蔡英文政権は特にこの問題を解決するために総統府年金改革委員会を立ち上げているが、同委員会の重鎮で、学者として台湾における社会保障制度の構築に大きく尽力してきた林萬億氏は、2017年時点で、この労働者保険専用基金が27年には破産するとの見通しを示していた（上報快訊2017.1.20）。この労働者保険継続を訴えるデモは頻発しており（聯合新聞網2023.7.28）、趨勢は論考執筆時点の2024年初頭も続いている。

以上、BI政策導入に関する現在の台湾における領域ごとの温度差、そして補助線として戦後台湾における国家－社会関係の変容を振り返った上で、その福祉政策が破綻を迎えそうになっている最近までを概括的ではあるが振り返ってきた。台湾社会の側から見れば、従来までの社会保障体系への依存を当てにできないとすれば、BIへの期待を求める声が高まってきても不思議ではないが、

(11) 上述したように台湾の各公的保険は退職時の退職金支払い分までを含んでいる。

(12) この高齢化社会、高齢社会、超高齢社会の区分は国連の区分に則っているとしている（國家發展委員會2023）。

そうっていない背景については真剣に検討に値する⁽¹³⁾。以上から、台湾においてベーシックインカムが全社会的には盛り上がらない要因について以下のような仮説を提起できる。

3 BI 未浸透の現状に関する仮説

何よりも、社会保障関係財政破綻の危機が最大要因と思われる。上述したように、社会保険を中心とする台湾の社会保障体系は、冷戦体制下の軍公教優遇傾向が完全には是正に至らないまま、少子高齢化による財源破綻の危機を迎えており、制度を整えた上での BI 実現に踏み切るだけの当局の財政的余裕もない。また BI の社会的認知度も薄く、認知する人がいてもあまり積極的な反応ではない。

そして、台湾当局なども予測し、推進団体が施行の前提としている高い税率は、伝統的に国家当局への依存を快しとしない台湾社会の特質もあってとても受け入れられそうにない。Prochazka は台湾は特に購買力平価ベースでは日本や韓国を上回っているにも拘わらず、個人所得の 13%にとどまっている個人租税負担率は両国をはるかに下回るとともに OECD 加盟国 26%の 5 割にすぎず、18%以上までの引き上げが必至——との UBI Taiwan が 2019 年に公表した政策提言での持論を 2018 年時点からも展開している（Prochazka 2018：37）。この知見を基に同年に van Parijs を迎えて台中市で行われた集会で Prochazka は、「これは政府の課税不足である」と指摘し、税収の引き上げを主張した（中央通信社 2018.1.15）。だが、この主張に対しては、BI を比較的古くから研究してきた謝世民のような学術関係者も含めて現時点では追随する者は出てきていない。

またこの地域が今なお強く拘束されざるを得ない冷戦構造の存在も、BI にはマイナスに作用していると言わざるを得ない。つまり左派言説が伝統的に弱く、社会的・学術的に支持を得られていないのである。Prochazka は自身の修士論文の中で、彼の属する左派的な運動団体が、台湾の中で長く禁じられてきた社会主義の枠組みから解釈される結果、支持を得られていないと指摘した（Prochazka 2018：50）⁽¹⁴⁾。

また一般社会次元に目を転じると、台湾も他の儒教社会、東アジア社会同様に東アジア的、儒教的な家族単位での福祉態勢から脱却していないのではないと思われる。これは日本など他の儒教社会にも共通する特質だろうが、日本よりも遅れは否めない。例えば年金加入は制度的にはほぼ全民可能になっているにも拘わらず 2007 年時点では加入率は日本の 90%に対し 60%にとどまっている（上村 2016）。

最後に華人社会に多く見られる政治および当局不信の結果もともと強く存在している個人主義や競争主義が、ともすれば格差を助長しがちなグローバリズムにより強まっている可能性もある。台

(13) 2024 年 1 月 13 日には台湾総統選、同時に立法委員（国会議員）選挙が行われたが、主要三陣営いずれも、年金改革までは言及するものの、BI 導入を謳う候補者は存在しなかった。同時に行われる立法委員（国会議員）候補者の中に一部 BI 導入を公約とする者も少数ながらいいたが、それは主要な争点にならなかった。

(14) 梶谷懐は、欧米では主流の、いわゆる普遍的な民主・人権感覚をベースとする左派ポピュリズムの欠如が、日中両国において、経済的には比較的優位にあるリベラル派の反緊縮への冷淡さに対し、反緊縮を必要としている側が国家当局の言説に絡め取られている状況につながっている、と指摘したが、台湾についてもこの見方は説得力を持ちそうである（梶谷 2019）。

湾では「石を投げれば社長に当たる」ともいわれるほど中小企業が多く、鶏口牛後志向社会ともいえる。今回の論考執筆に際しての情報収集では「みんなそれぞれ個人で頑張ってるのに当局から金をもらうなんて!」との声も聞かれた。中国大陸で巷間聞かれる「你死我活（あなたが死んで私は生きる）」という言葉は台湾にも当てはまり、激烈な競争が当たり前となっている。北欧で学位取得の台湾研究者は「こうした土壌の中でBIが台湾に根付くことはありえない」（談）と指摘した。

では台湾ではBIを導入していくことは完全に不可能なのか？ 以下の事例が示すように、独特の政治力学を利用すれば不可能だとは筆者は考えない。ただし財政的な緊縮傾向が強まる中で、BIはポピュリストックかつ新自由主義的な方向に援用される可能性も高いのではないかと懸念する。

おわりに——最近の政策に見る一抹の不安

台湾では総統選を控えた昨年2月、日本のコロナ禍初期の10万円給付を想起させるような現金給付策が取られたが、これについて考察する前に、日本国内のBIをめぐる理論的動向を補助線として提起しておきたい。

伊藤（2011）はFitzpatrick（1999=2005）を援用しながら急進右派から左派までそれぞれの立場からBIが支持されるBIのイデオロギーフリー性を指摘した上で、日本でのBI議論が20年遅れて導入される過程で、それら欧米での議論の思想的・理論的スケールが狭められていることを指摘した（伊藤 2011）。この伊藤の指摘どおり、日本国内でのBIをめぐるヘゲモニー闘争において、新自由主義によるBIの流用の試みが顕在化しつつある。

竹中平蔵は2020年6月から9月にかけて経済誌やBS放送討論番組において、ミルトン・フリードマンの「負の所得税」を援用し、5～7万円の範囲で所得制限付きのベーシックインカムを導入する一方で、基本的には生活保護や年金を不要とする考え方を提起した（毎日新聞 2020.10.4 付）。

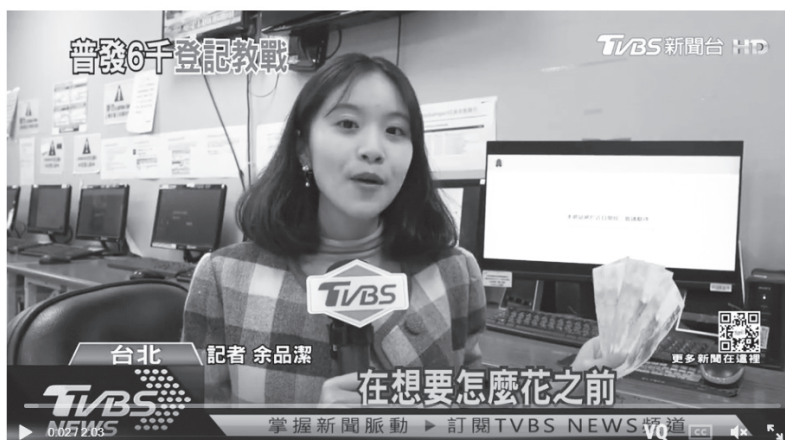


写真2 「普發 6000」の始まりを伝えるテレビニュース

また同年8月に発行した著書で「一人に毎月7万円給付する案は、年金や生活保護などの社会保障の廃止とバターの話」であると指摘している（竹中 2020.8：88）。

当然のことながらこれにはウェブ空間、学術関係者いずれからも反発が噴出した。ドイツ思想史の藤崎剛人は竹中のベーシックインカム論を批判し、「現金の給付によって示される「選択の自由」なるものは、むしろ資本による人間の訓育」であり「人々が暗に迫られているのは、人々は正しいお金の使い方をしなければならない」「人間を資本のもとに従属させることについてはすでに織り込み済みだ」「彼らにとってそれは民営化や規制緩和といった「改革」のひとつ」と主張する（藤崎 2020.9.30）。また藤崎も引用している NPO 法人代表の今野晴貴は、現実的には医療、介護、教育、住宅などの基本的な需要を満たす「ベーシックサービス」(BS) の削減なしには BI は実現不可能な状態にあるとし、しかし日本においては脆弱な BS の充実こそが先決としている（今野 2020.9.25）。

しかしこうした議論の一方で現実的には、日本の政治経済動向は、竹中が提起する社会保障全カットという過激な路線にまでは踏み込まないまでも、どうやら竹中が描く方向性に沿って進んでいる可能性が高い。このことを踏まえた上で、以下の台湾での事例を考察した場合、筆者は一抹の懸念を感じざるを得ないのである。

台湾では蔡英文・民進党政権が 2023 年 2 月 4 日、同年 10 月末までの期間で「普發 6000」（一人あたり台湾ドル 6,000 ドル相当の個人々人への給付）と題する政策を始めた（中華郵政 2023.2.4）。これは国税約 2 兆日本円相当の剰余が出たとして、一人あたり 6,000 台湾ドル、日本円にして約 2 万 6,000 円相当分を ATM 経由で還元する政策で、実施当初期間に新聞、テレビなどのメディアを通じて大々的にキャンペーンが行われた（TVBS News 2023.3.22；写真 2）。

注目すべきは、台湾当局は特に BI の名前に言及してはいないものの、サービスの受益者として「中華民国」国民のみならず、台湾に居住許可を得ている無国籍者、外国人、台湾人を配偶者とし台湾に居住している中国大陸・東南アジア出身の配偶者、およびそれらの係累者など台湾に現時点で在住しているほぼすべての人を対象としていることである（中華郵政 2023.2.3）。その上、配布形式として、普及度の高い ATM を使っており、この点も各所での報道で繰り返し報道され一般への周知が図られた。

コロナ流行当初時の安倍政権の日本の 10 万円給付にも通じる政策だが、実施直前の 2023 年 1 月に入って急遽決定された。台湾当局は「税収が余った」以外の背景は特に説明していないが、2023 年 2 月といえば、24 年 1 月に行われた台湾総統選直前の時期であり、やはり有権者に対する人気取り政策と考えるのが自然であろう。

すでにこれまでに見てきたように、台湾当局は BI についてひとまずの検討を行いつつも、その一般社会での認知度や予想される高額な税負担から、恒常的には政策として導入することを躊躇しているように思われる。しかし、ひとたび「政治的な必要性」を感じた場合には BI と大々的に銘打たずして実質的には BI とでもいうべき政策に訴えるということではないか。

このことから BI を推進したい運動側にとってはどのような教訓が示唆されるだろうか？

ポスト冷戦期の台湾は国民国家としての脆弱性を社会的民意の強靱性で補い乗り切ろうとしてい

る地域である。そのことはこれまでは基本的には国民党、民進党という二大政治勢力による角逐につながってきた。政治が機能していない日本などに比べて遥かに政治的関心が高いこの地域では、この新旧与党は互いに相手より少しでも高い民意を獲得しようと日々しのぎを削っている。2024年1月の総統選では、柯文哲・元台北市長を党首とする民衆党が若年層主体に300万票以上を獲得する健闘を見せたが⁽¹⁵⁾、これを加えた三元構造になっても基本構図に変わりはないだろう。

形式的なBI実現のためだけを考えれば推進団体はまさにこの政治的二元（三元）構造を重視すべきであろう。こうした独自の構造に則った上で、機に乗じて「普發6000」のような政策を打ち出させるような方向へと政治勢力を利用・誘導し、BI的な概念をいつの間にか普及させる戦略は、台湾の土壤に合致してはいなくはないと思われる。

だがはたしてそれでいいのか？

普發6000についてUBI Taiwanの中心人物Prochazkaが実施前の時点でブログで高く評価した（Prochazka 2023.1.17）ことからBI推進団体や賛同者には高く評価されていることがうかがえる。ただこれはいささか無邪気と言わざるを得ない。台湾においては、日本のようにBIの新自由主義的な流用の企図はまだ表面化してきてはいない。しかしGiddensの時空間的再帰性（Giddens1990=1993）を持ち出すまでもなく、また物理的に台湾内部での格差と、上述したような崩壊寸前の社会保障体系を想起すれば、新しい政権担当者がポピュリズムを背景にBIの新自由主義的な流用に着手するのは時間の問題とさえいえる。

もとよりProchazkaは自身の修士論文の中ですでにBIのイデオロギーフリー性と、新自由主義に流用されかねない誘惑や危険性を認識していた（Prochazka 2018：80-81,100）ことを考えれば、普發6000実施時の反応はあまりに無邪気と言わざるを得ない。そしてBIとBSの相互調整に関する議論も政策的には台湾では本格的になされていないように見受けられることも懸念材料として付け加えておきたい。

本論を脱稿する現時点（2024年2月）は、台湾は総統選挙を終えたばかりの時期だが、一定期間を経た後には、上述の既存年金問題解決とBIを関連付けた議論が浮上してくる可能性があるという保証はない。したがって形態として表面的にBIが実現すれば良いという話ではない。台湾のBIをめぐる現状を見る限り、中国語で言うところの「断章取義」、つまり表層的に都合のいいところだけをつまみ食いされる形で、BIが右派ポピュリズムに利用される可能性があることを指摘しておきたい。

ポピュリズム研究との関連でいえば、学術圈において眉をひそめられることの多いポピュリズムにもまた政治的再興の可能性を見出し得るとするLaclau（2005=2018）やMouffe（2018=2019）のような立場もある。しかしそれは左派ポピュリズムのベースが確立した西欧社会で通用する議論であって、梶谷（2019）が指摘するように、左派ポピュリズムの基盤を欠いた東アジアでは、ポピュリズムはともすると右派と結託した形を取りやすいことも念頭に置く必要があるだろう。

(15) 民衆党は若年層向けのポピュリスティックな戦略で注目を集め、台湾におけるBI運動がポピュリズムの方向へ向かう場合、今後リネージュを深める可能性はある。ただし現時点（2024年2月）では双方の関係性を示す根拠は見つかっていない。

台湾におけるBIの普及や運動を考える場合、こうしたポピュリズムとの関連性も考慮に入れ、背後にいかなるイデオロギーと政策的意図があるかを見極めた上で、BSなどの既存の社会保障体系とどう組み合わせしていくかも詳細に議論し制度設計をしていく必要がある。また台湾の場合には、すでにこれまで見てきたように、日本以上にBIに対する社会的支持は不足しており、真にBIを効果的に政策として実現していくには課題が山積しているといえる。もとよりますます時空間の再帰性が強化され続けている今日においては、台湾の状況も他人事ではなく、日本にとっては「他山の石」になりうる可能性もあるのではないか。

（ほんだ・ちかふみ 明治大学／法政大学／神奈川大学 兼任・非常勤講師）

【参考文献】

【中国語文献】（画数順）

- 上報快訊（2017.1.20）「林萬億：勞保財務缺口非常大 2027 年恐提前破産」
https://www.upmedia.mg/news_info.php?Type=24&SerialNo=11002（2023.12.29 閲覧）
- 王儷玲・黃泓智・陳彥志・鄭惠恒（2019）「臺灣年金制度改革の財務影響與世代不均問題」『臺大管理論叢』29（2），pp.139-171.
- 中央通信社（2018.1.15）「台中本来想推行北歐最熱的『無條件基本收入』為什麼失敗了？」
<https://buzzorange.com/ctiorange/2018/01/15/why-taichung-fail-ubi/>（2024.1.8 閲覧）
- 中華民國行政院（2018.7.10）「重要政策 軍公教年金改革——建構永續的年金制度」
<https://www.ey.gov.tw/Page/5A8A0CB5B41DA11E/e021cef3-b983-449b-add8-0ea0eb18f4e6>（2023.9.23 閲覧）
- 中華民國行政院青年諮詢委員會（2017.3.9）「建議臺灣實行『無條件基本收入（Unconditional Basic Income, UBI）』區域實驗」
<https://advisory.yda.gov.tw/01/blog/post/2-4>（2023.12.27 閲覧）
- 中華郵政（2023.2.3）「全民共享普發現金」
<https://www.post.gov.tw/post/internet/6000/qa.jsp>（2024.2.23 閲覧）
- 公共政策網路參與平臺（2020.4.27）「政府對全國人民發放無條件基本收入」
<https://join.gov.tw/idea/detail/4db2caff-96de-48af-abb-73fd19c909db>（2023.12.27 閲覧）
- 台灣時代精神運動 The Zeitgeist Movement Taiwan Chapter. Facebook page（2012～）
<https://www.facebook.com/groups/twtzm>（2023.12.30 閲覧）
- 台灣無條件基本收入協會 UBI Taiwan（2019.1～）「無條件基本收入公共政策提案（簡易版）」
<https://ubitaiwan.org/wp-content/uploads/2019/01/UBI-Taiwan-%E5%85%AC%E5%85%B1%E6%94%BF%E7%AD%96%E6%8F%90%E6%A1%88-%E7%B0%A1%E6%98%93%E7%89%88.pdf>（2023.9.23 閲覧）
- （2021）「【共好時代】全台首場基本收入遊行走向 2021 基本收入元年！」
<https://www.youtube.com/watch?v=qHxHspzOcnE>（2023.9.23 閲覧）
- 何思賢（2018）「台灣實施全民基本所得之情境分析」國立政治大學經濟學研究所碩士論文
- 林宗弘（2017.12）「台灣民眾如何看待全民基本收入制度？」『思想』No.34, pp.127-146.
- 吳寶華（2018）「『無條件基本收入』——以臺灣為例之初探」國立臺灣師範大學高階經理人企業管理碩士在職專班（EMBA）碩士論文
- 倪世傑（2017.12）「全民基本收入——希望還是幻影？」『思想』No.34, pp.173-197.
- 國家發展委員會（2023）「中華民國人口推估查詢系統」<https://pop-proj.ndc.gov.tw/>（2023.12.29 閲覧）
- 黃一展（2020.12.23）「【投書】UBI 無條件基本收入：一個打破社福迷思的尊嚴未來」『獨立評論』
<https://opinion.cw.com.tw/blog/profile/52/article/10289>（2024.1.24 閲覧）

- 謝世民 (2017.12) 「全民基本収入與正義」『思想』No.34, pp.147-158.
- 聯合新聞網 (2023.7.28) 「給付不足瀕臨破産！ 勞團：勞保年金改革 政院空轉」
https://udn.com/news/story/7238/7330294?fbclid=IwAR0D2kbb_MbfmcKVuUXT0iLL6OkdbgHsCvY1_c7Zf3Q1CGeDiVAF8GYey_c (2023.12.29 閲覽)
- 蕭郁雯 (1999) 「凡裴瑞斯論基本所得」國立中正大學哲學研究所碩士論文
- TVBS News (2023.3.22) 「6000 元登記一次看懂」
https://www.youtube.com/watch?v=-H_PlxRO4KI (2024.1.29 閲覽)

【日本語文献】(五十音順, 中国語文献の日本語訳も含む)

- 伊藤誠 (2011) 「ベーシックインカムの思想と理論」『日本学士院紀要』第 65 卷第 2 号, pp.109-135.
- 上村泰裕 (2002) 「6 台湾の国民年金論議・素描：グローバル経済のなかの後発福祉国家形成 (テーマ別分科会 10 = 台湾の労働と社会保障, II テーマ別分科会 = 報告論文と座長報告)」『社会政策学会誌』Vol.7, pp.151-164.
- (2016) 「台湾の年金改革——後発福祉国家その後」『連合総研レポート：資料・情報・意見』No.319, pp.16-19.
- 梶谷懐 (2019) 「日本におけるポピュリズムの困難と可能性 『アジア』という視座」松尾匡編『反緊縮宣言』亜紀書房, pp.235-259 所収
- 今野晴貴 (2020.9.25) 「月 7 万円で『生活保護廃止』 竹中平蔵氏が提唱するベーシックインカムは何が問題か？」
<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/4ccbd677619c32a36e683aedf5831080e05b6230> (2024.1.1 閲覽)
- 高橋隆 (2000) 「台湾における『全民健康保険』の成立と課題」『社会福祉学』Vol.40 No.2, pp.189-209.
- 竹中平蔵 (2020.8) 『ポストコロナの「日本改造計画」 デジタル資本主義で強者となるビジョン』PHP 研究所
- 鄭文輝・朱澤民, 米山隆一訳 (2008) 「台湾の医療保険制度」公益財団法人 医療科学研究所発行『医療と社会』Vol.18 No.1, pp.143-188.
- 根岸忠 (2016) 「台湾の年金制度」年金総合研究センター発行『年金と経済』Vol.35 No.1, pp.106-108.
- 藤崎剛人 (2020.9.30) 「竹中平蔵の『ベーシックインカム』はなにが問題なのか。議論のテーブルに着くことの危険性」ハーバービジネスオンライン, https://hbol.jp/229311/?utm_source=pocket_reader (2024.1.1 閲覽)
- 毎日新聞 (2020.10.4) 「“月 7 万円支給で年金も生活保護も不要” 竹中平蔵氏のベーシックインカム論は正しいか」
https://mainichi.jp/articles/20201003/k00/00m/020/266000c?utm_source=pocket_reader (2024.1.1 閲覽)
- 丸川哲史 (2000) 『台湾 ポストコロニアルの身体』青土社
- 林成蔚 (2011) 「皆年金実現の政治過程——台湾の国民年金制度の導入」『年報 公共政策学』Vol. 5 pp.145-163
- 若林正丈 (2023) 『台湾の半世紀——民主化と台湾化の現場』筑摩選書

【英語文献】(アルファベット順, 邦訳, 中国語訳文献も含む)

- Fitzpatrick, Tony (1999) *Freedom and Security*, Palgrave = (2005) 武川正吾・菊地英明訳『自由と保障——ベーシック・インカム論争』勁草書房
- Giddens, Anthony (1990) *The Consequence of Modernity*, Stanford University Press = (1993) 松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か？——モダニティの帰結』而立書房

- Laclau, Ernest (2005) *On Populist Reason*, Verso = (2018) 澤里岳史・河村一郎訳、山本圭解説『ポピュリズムの理性』明石書店
- Mouffe, Chantal (2018) *For a Left Populism*, Verso Books = (2019) 山本圭・塩田潤訳『左派ポピュリズムのために』明石書店
- Prochazka, Tyler (羅泰) (2018) “Reformists or Radicals? A Study of the Discourse and Strategy of the Basic Income Movement in Taiwan,” *International Master’s Program in Asia-Pacific Studies College of Social Sciences of National Chengchi University* = 「改革派還是激進派？台湾基本収入運動的論述與策略之研究」国立政治大学東亞研究所碩士論文（英語での執筆論文）
- (2023.1.17) “Taiwan Makes History with Universal Cash Payment Plan”
<https://basicincome.org/news/author/tyler/> (2023.9.24 閲覧)
- The Zeitgeist Movement 2008 TZM official Homepage (2008 ~)
<https://www.thezeitgeistmovement.com/> (2023.12.30 閲覧)
- The Zeitgeist Movement (2011) “Zeitgeist Movement - Activist Orientation Guide”
<https://www.youtube.com/watch?v=F1AaukKzMq8> (2023.12.30 閲覧)
- van Parijs, Philippe (2017) *Basic Income*, Harvard University Press = (2018) 許瑞宋譯『基本収入』新北：衛城 = (2022) 竹中平蔵訳『ベーシック・インカム——自由な社会と健全な経済のためのラディカルな提案』クロスメディア・パブリッシング